

## 森林総合監理士登録・公開の運用について

平成 26 年 4 月 1 日付け 25 林整研第 268 号  
林野庁長官通知

[最終改正]

令和 8 年 6 月 15 日付け 8 林整研第 100 号

林業普及指導員資格試験実施要領（昭和 32 年 10 月 31 日付け 32 林野第 14708 号林野庁長官通知）の 7 に規定する森林総合監理士の登録・公開は、本運用により実施するものとする。

### 第 1 目的

森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村及び地域の林業関係者への技術的支援を的確に実施する者を「森林総合監理士」として登録・公開することにより、森林総合監理士の地域における活動を促進し、もって森林・林業の健全な発展に資する。

### 第 2 登録

- 1 林野庁長官は、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）第 89 条に規定する林業普及指導員資格試験の区分のうち地域森林総合監理に合格した者（以下「合格者」という。）を、様式第 1 号の森林総合監理士登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するものとする。
- 2 林野庁長官は、合格者から様式第 2 号の森林総合監理士の登録・公開・変更に係る届出書（以下「届出書」という。）の提出を受けたときは、登録簿に当該届出書の記載事項を記載するものとする。
- 3 登録簿は、林野庁森林整備部研究指導課において管理するものとする。

### 第 3 公開等

- 1 林野庁長官は、第 2 の 2 の規定により届出書の提出を受けた場合（6 に規定する公開期間の満了後において、この規定による公開の継続又は再開を希望する者から、当該公開期間内又は当該公開期間の満了後に、届出書の提出を受けた場合を含む。）においては当該届出書の記載事項のうち当該届出書を提出した者が公開について了承した事項（以下「公開事項」という。）を、2 の規定により報告書の提出を受けた場合においては当該報告書を、それぞれ林野庁ホームページに公開するものとする。
- 2 森林総合監理士としての自己研鑽の取組や活動実績について公開を希望する者は、様式第 3 号の自己研鑽の取組及び活動実績報告書（以下「報告書」という。）を林野庁長官に提出するものとする。
- 3 林野庁長官は 1 の規定により提出を受けた報告書により把握した市町村及び地域の林業関係者への典型的な技術的支援の事例について取りまとめ、事例紹介の資料として

公開するものとする。

- 4 登録簿の記載事項又は公開事項の変更を希望する者は届出書を、報告書の内容の更新を希望する者は記載内容を報告した報告書を、それぞれ林野庁長官に提出するものとする。
- 5 林野庁長官は、4の規定により登録簿の記載事項、公開事項又は報告書の内容に変更又は更新が生じた場合は、半期を目途に、これらを変更し、又は更新するものとする。
- 6 1の規定による公開事項の公開の期間（以下「公開期間」という。）は、当該届出書の提出を受けた年度の末日から3年後の年度の末日までとし、同項の規定による報告書の公開の期間は、当該報告書の提出を受けた年度の末日から5年後の年度の末日までとする。

ただし、公開事項について、公開期間の満了後においても公開の継続を希望する者が、当該公開期間内に、届出書の提出により、公開の継続を希望する旨を林野庁長官に届け出た場合における当該届出書に係る新たな公開期間は、当該届出書の提出の時点における公開期間の末日から3年後の年度の末日までとする。

#### 第4 登録証の交付等

- 1 林野庁長官は、第2の2の規定により届出書を提出した者に対し、様式第4号の森林総合監理士登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。
- 2 森林総合監理士は、所持する登録証を破り、汚し、又は失ったときは、様式第5号の森林総合監理士登録証再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）に次の各号に掲げるもの添えて、林野庁長官に登録証の再交付を申請することができる。
  - 一 写真（申請前6月以内に脱帽正面で撮影した縦30mm、横24mmのもので、その裏面に氏名を記載したものとする。）
  - 二 返信用封筒（長形3号（縦23.5cm、横12cmのもの）で、表面に、氏名、郵便番号及び住所を記載し、重さ50gの簡易書留に必要な郵便切手を貼り付けたものとする。）
- 3 森林総合監理士が、登録証を破り、又は汚したことにより2の申請をする場合は、再交付申請書に当該登録証を添えなければならない。
- 4 林野庁長官は、2の申請があった場合は、登録証を再交付するものとする。
- 5 森林総合監理士は、登録証を失った場合において、失った登録証を発見したときは、速やかに、当該登録証を林野庁長官に返納しなければならない。
- 6 森林総合監理士は、第3の4の規定により届出書を提出した場合において、当該提出に伴い登録証の記載事項の変更が生じたときは、2の各号に掲げるもの添えて、交付を受けている登録証を林野庁長官に返納しなければならない。
- 7 林野庁長官は、6の場合においては、当該変更を行った登録証を再交付するものとする。

#### 第5 公開の取りやめ等

- 1 林野庁長官は、森林総合監理士としての信用を著しく損なう行為があったと認めるときは、当該森林総合監理士に関する登録簿の記載事項を公開しないこととする。
- 2 林野庁長官は、1の規定により公開しないこととした場合には、当該森林総合監理士に対し、理由を付してその旨通知するものとする。
- 3 2の通知を受けた者は、通知を受けてから7日以内に交付を受けている登録証を林野庁長官に返納しなければならない。
- 4 2の通知を受けた者は、通知を受けてから2年を経過した後に届出書及び再交付申請書を提出できるものとし、再交付申請書に第4の2の各号に掲げるものを添えて申

請するものとする。

- 5 森林総合監理士が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）に規定する死亡又は失踪の届出義務者は、遅滞なく、林野庁長官に、死亡又は失踪の報告をするとともに、交付を受けている登録証を返納するものとし、林野庁長官は、遅滞なく、当該者を登録簿から抹消するとともに公開しないこととする。
- 6 森林総合監理士が心身の障害により森林総合監理士の活動を適正に行うことが困難となったときは、登録証を林野庁長官に返納するものとし、林野庁長官は、遅滞なく、当該者を登録簿から抹消するとともに公開しないこととする。

## 第 6 個人情報

- 1 林野庁長官は、登録簿に記載された個人情報の管理に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令（平成 17 年 3 月 18 日農林水産省、林野庁、水産庁訓令第 1 号）に基づき、適切に取り扱うものとする。
- 2 届出書及び報告書に記載された個人情報については、届出書及び報告書に明示した利用目的の範囲内で適切に取り扱うものとする。

## 第 7 その他

本運用による登録は、国家資格や権利の付与を意味しないものとする。

### 附 則

この運用は、平成 26 年 4 月 1 日より実施する。

### 附 則

- 1 この通知は、令和元年 5 月 28 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業は、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

### 附 則

この通知は、令和 2 年 3 月 26 日より施行する。

### 附 則

この通知は、令和 2 年 12 月 24 日より施行する。

### 附 則

この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この通知は、令和 5 年 5 月 18 日から施行する。

### 附 則

この通知は、令和 6 年 3 月 26 日から施行する。

### 附 則

この通知は、令和 8 年 6 月 15 日から施行する。



## 森林総合監理士の登録・公開・変更に係る届出書

林野庁長官 殿

森林総合監理士登録・公開の運用について（平成26年4月1日付け25林整研第268号林野庁長官通知）第2の2に規定する森林総合監理士登録簿に記載する事項及び林野庁ホームページに公開する事項について下記のとおり提出します。

年 月 日

登録番号  
(ふりがな)  
氏 名

記

以下の目的で届け出ます。

- 登録簿への記載及び記載事項の公開  
 登録簿の記載事項又は公開事項の変更  
 登録簿の公開事項の公開継続又は再開

項 目		記 載 欄					登録簿の記載 変更の有無	公開の 可 否
(ふりがな) 氏 名							有・無	公開・非公開
本籍（都道府県）							有・無	—
生 年 月 日		年 月 日					—	—
連 絡 先	林 野 庁 連 絡 用	住 所	〒				有・無	公開・非公開
		電話番号					有・無	公開・非公開
		メールアドレス					有・無	—
	他 の 連 絡 先 勤 務 先 等	名 称					有・無	公開・非公開
		電話番号					有・無	公開・非公開
		メールアドレス					有・無	公開・非公開
資格保有状況		林業技士（森林総合監理）、森林インストラクター					有・無	公開・非公開
活動可能地域		(都道府県名、地域名、市町村名)					有・無	公開・非公開
支援分野 (複数回答可)		市町村森林整備計画	森林経営計画	森林経営管理制度	公有林	林道	有・無	公開・非公開
		森林施業	木材流通	森林 ICT	森林保護	その他		
公開継続・再開		( 継続・再開 )					公開内容の変更 ( 有 ・ 無 )	

## 【個人情報の利用目的に係る同意】

私は森林総合監理士の登録・公開・変更に係る届出書（以下「届出書」という。）に記載し提出する個人情報について以下に規定されている利用目的を確認し、同意します。

- ←同意した場合は✓を記入して下さい。

- 1 林野庁長官は、届出書に記載された事項を森林総合監理士登録簿（以下「登録簿」という。）に記載するとともに、森林総合監理士の専門性等に関する情報を集約し、森林総合監理士の活動を促進するための資料として活用するものとする。
- 2 林野庁長官は、届出書の連絡先欄のうち林野庁連絡用欄に記載されたメールアドレスは公開せず、研修・講習会等の開催情報や市町村等への技術的支援に有用な情報等の提供、アンケート調査等に利用するものとする。
- 3 林野庁長官は、届出を行う者が届出書の公開の可否欄において「公開」に○を記載した事項について、林野庁ホームページに公開するものとする。

#### 【注意事項】

- 1 届出書の提出目的について、「登録簿への記載及び記載事項の公開」、「登録簿の記載事項又は公開事項の変更」、「登録簿の公開事項の公開継続又は再開」のうちから、当てはまる事由全ての口に✓を記載すること。
- 2 林野庁連絡用欄は、届出を行う者が日常的に林野庁と連絡を取ることができる連絡先を記入すること。ただし、勤務先等他の連絡先欄に記載した連絡先と同一の連絡先であっても構わない。
- 3 連絡先の公開を希望する場合は、勤務先等他の連絡先欄の各項目に記入した上で、「公開」に○を記載すること。
- 4 資格保有状況欄は、届出を行う者が保有する資格のうち林業技士（森林総合監理）、森林インストラクター等を記載すること。
- 5 活動可能地域欄は、地域単位や市町村単位の場合は都道府県名も記載すること。
- 6 支援分野欄については、過去の支援実績や業務経験等に基づき、市町村等に対して支援することが得意な分野に○を記載すること。その他を選択した場合は具体的な支援分野を記載すること。（複数選択可）
- 7 登録簿の記載事項の変更を届け出る者は、変更がある事由の記載欄のみに変更後の内容を記入し、登録簿の記載の変更の有無欄の「有」に○を記載すること。変更がない事由の記載欄は空白とし、登録簿の記載の変更の有無欄の「無」に○を記載すること。
- 8 登録簿の公開事項の公開の継続又は再開を届け出る者は、公開継続・再開欄の「継続」か「再開」のいずれかに○を記載すること。その際、公開事項の記載内容に変更がある場合は、変更がある事由の記載欄のみに変更後の内容を記入し、登録簿の記載の変更の有無欄の「有」に○を記載すること。変更がない事由の記載欄は空白とし、登録簿の記載の変更の有無欄の「無」に○を記載すること。
- 9 個人情報の利用目的に係る同意欄に☑が記されていない届出書については無効とし、林野庁において廃棄する。

## 自己研鑽の取組及び活動実績報告書

林野庁長官 殿

年 月 日

登録番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

森林総合監理士登録・公開の運用について（平成26年4月1日付け25林整研第268号林野庁長官通知）第3の2の規定に基づき下記の期間における自己研鑽の取組及び活動実績を報告します。

期間： 年 月 ～ 年 月

## 1 自己研鑽の取組

番号	年月日	研修等の名称	主催者	研修等の内容	備考
		(令和7年度地域森づくり構想技術者育成研修等の名称)	(国又は地方公共団体の機関、民間団体等の名称)		

## 2 活動実績

番号	年月日	活動の名称	主催者	活動の内容	備考
		(支援活動、学会やシンポジウムでの講演、広報誌等への投稿等)	(国又は地方公共団体の機関、民間団体等の名称)		

## 【個人情報の利用目的に係る同意】

私は自己研鑽の取組及び活動実績報告書（以下「報告書」という。）に記載し提出する個人情報について、以下に規定されている利用目的について確認し、同意します。

←同意した場合は✓を記入して下さい。

- 報告書は、林野庁ホームページに公開し、森林総合監理士の活動実績を紹介するために利用するものとする。
- 1のうち、市町村及び地域の林業関係者への典型的な技術的支援の事例については、事例紹介の資料として公開するために利用するものとする。

## 【注意事項】

- 自己研鑽の取組欄及び活動実績欄は、直近の過去3年間に、森林総合監理士として取り組んだ自己研鑽の内容（参加した研修等の名称）及び森林総合監理士としての活動に関連していると考えられる、又は森林総合監理士として取り組んだ具体的な活動内容（支援活動、学会やシンポジウムでの講演、広報誌への投稿等）を記載すること。
- 報告書は、A4とすること。
- この報告書は、林野庁ホームページに掲載するので、見やすさ読みやすさ、個人の特定等、公開に差し障りのある表現にも配慮すること。
- 個人情報の利用目的に係る同意欄に☑が記されていない報告書については無効とし、林野庁において廃棄する。

様式第4号

森林総合監理士登録証	
写真	登録番号 氏名
上記の者が森林総合監理士として登録されていることを証明します。	
年 月 日	林野庁長官

(備考) この用紙の大きさは、縦 54 mm × 横 86 mm とする。

様式第5号

## 森林総合監理士登録証再交付申請書

林野庁長官 殿

森林総合監理士登録・公開の運用について（平成26年4月1日付け25林整研第268号林野庁長官通知）の第4の2に基づき、下記の理由により、森林総合監理士登録証の再交付を申請します。

記

（再交付申請の理由）

年 月 日

登録番号

住 所

氏 名